

名古屋工業大学学則

平成 16 年 4 月 1 日 制定

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 目的及び使命（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 節 組織（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 節 職員（第 5 条・第 6 条）
- 第 4 節 教授会（第 7 条）
- 第 5 節 学年、学期及び休業日（第 8 条－第 10 条）

第 2 章 学部通則

- 第 1 節 修業年限及び在学年限（第 11 条・第 12 条）
- 第 2 節 入学（第 13 条－第 20 条）
- 第 3 節 教育課程及び履修方法等（第 21 条－第 32 条）
- 第 4 節 休学、復学、転学、転学科、転課程、留学及び退学（第 33 条－第 40 条）
- 第 5 節 卒業の認定及び学位（第 41 条・第 42 条）
- 第 6 節 賞罰（第 43 条－第 45 条）
- 第 7 節 学生寮（第 46 条）
- 第 8 節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生及び短期受入外国人学生（第 47 条－第 51 条）
- 第 9 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 52 条・第 53 条）
- 第 10 節 公開講座（第 54 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命

（目的及び使命）

第 1 条 名古屋工業大学（以下「本学」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項にのっとり、広く工学に関する学術の教授並びに研究を行い、世界の平和と人類の幸福とに貢献し得る人間の育成に努めることを目的とし、併せて我が国の産業と文化の発展に寄与することを使命とする。

（学科・課程の教育目標）

第 2 条 学科・課程の教育目標は、別表のとおりとする。

第 2 節 組織

（学部）

第 3 条 本学に、工学部を置く。

2 前項に定める工学部に置く学科・課程及びその収容定員は、次の表のとおりとする。

学科・課程名	収容定員	入学定員	3年次編入学定員
生命・応用化学科	844	210	2
物理工学科	424	105	2
電気・機械工学科	804	200	2
情報工学科	584	145	2
社会工学科	604	150	2
創造工学教育課程	400	100	
基幹工学教育課程	100	20	
計	3,760	930	10

3 生命・応用化学科，物理工学科，電気・機械工学科，情報工学科及び社会工学科の5学科（以下「各学科」という。）は，高度工学教育課程と称する。

（大学院）

第4条 本学に，大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は，別に定める。

第3節 職員

（学長）

第5条 本学に，学長を置く。

2 学長は，本学の校務をつかさどり，所属職員を総督する。

（職員の種類）

第6条 本学に，学長のほか，副学長，教授，准教授，助教，助手，事務職員，技術職員その他職員を置く。

第4節 教授会

（教授会）

第7条 本学に，教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は，別に定める。

第5節 学年，学期及び休業日

（学年）

第8条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（学期）

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期は，前半及び後半に分けることができる。

（休業日）

第10条 休業日（授業を行わない日）は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
 - 三 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - 四 本学記念日 11 月 1 日
 - 五 冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで
 - 六 春季休業 2 月 21 日から 3 月 31 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日であっても授業を行うことができる。
 - 3 第 1 項に定めるもののほか、臨時の休業日は、学長が定める。
 - 4 学長は、第 1 項に定める休業日を変更することができる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 1 1 条 本学の修業年限は、4 年（基幹工学教育課程にあつては 5 年）とする。

（在学年限）

第 1 2 条 学生は、8 年（基幹工学教育課程にあつては 10 年）を超えて在学することができない。ただし、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定により入学した学生については、別に定める。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、第 25 条の規定による履修を認められた学生は、10 年（基幹工学教育課程にあつては 12 年）を超えて在学することができない。

第 2 節 入学

（入学の時期）

第 1 3 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 20 条に定める者の入学の時期は、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 1 4 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者

八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

（入学の出願）

第 15 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第 16 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続）

第 17 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者で本学に入学しようとする者は、指定の期日までに、所定の入学料を納付するとともに、誓約書その他の必要書類を提出しなければならない。

（入学許可）

第 18 条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料免除又は徴収猶予の申請を受理された者を含む。）に入学を許可する。

（編入学等）

第 19 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

一 他の大学の学生で、当該学長又は学部長の承認を得て、転入学を志願する者

二 大学を卒業し、編入学を志願する者

三 短期大学又は高等専門学校を卒業し、編入学を志願する者

四 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了し、編入学を志願する者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）

五 高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了し、編入学を志願する者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）

六 旧国立工業教員養成所を卒業し、編入学を志願する者

七 外国において、学校教育における 13 年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

八 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

九 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）

2 前項に掲げる者の選考方法、履修方法等については、別に定める。

（再入学）

第20条 本学を退学した者で、本学の同一分野の学科・課程に入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第21条 第2条に定める学科・課程の教育目標を達成するため必要な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成する。

2 教育課程及びその履修方法等については、別に定める。

3 授業科目は、必修科目及び選択科目に分けるものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により行うものとする。

一 講義及び演習については、別に定めるところにより、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、別に定めるところにより、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、必要な学修等を考慮して単位数を別に定める。

(教育課程の編成及び履修方法等)

第24条 教育課程の編成及び履修方法等については、別に定める。

2 教育課程の履修上の区分として、必要に応じ分野又はコースを設けることができる。

3 学生は、その履修しようとする授業科目を、指定の期日までに届け出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第25条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を越えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）により卒業することを希望

する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業研究)

第26条 各学科の学生は第4年次、基幹工学教育課程の学生は第5年次において、卒業研究について審査を受けなければならない。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

(成績の評価)

第28条 学生が履修した授業科目の成績の評価は、学修状態を審査して、当該授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、卒業研究の成績は、合及び否で表し、合を合格とする。

(他学科における授業科目の履修)

第29条 学生は、別に定めるところにより、他の学科の専門教育科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、第41条の卒業に必要な単位として認める。

(他大学等における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第30条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学及び短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学における授業科目を履修し、修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとし、卒業に必要な単位として認めることができる。

(入学者の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に、大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。第49条において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学における授業科目を履修し、修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、本学入学前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第19条に定める編入学等の場合を除き、前条第1項、第2項及び第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、卒業に必要な単位として認定することができる。

第32条 削除

第4節 休学，復学，転学，転学科，転課程，留学及び退学

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない理由により，3か月以上修学することができない者は，学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については，学長は休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において，学長は，教務学生委員会の議を経て，休学を許可し，又は命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，1年を限度として期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は，通算して4年（基幹工学教育課程にあつては5年）を超えることができない。

3 休学期間は，第11条に定める修業年限及び第12条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第35条 休学の期間中にその理由が消滅した場合は，学長の許可を得て復学することができる。

2 前項の場合において，学長は，教務学生委員会の議を経て，復学を許可する。

(転学)

第36条 他の大学へ転学を志願しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において，学長は，教務学生委員会の議を経て，転学を許可する。

(転学科及び転課程)

第37条 本学に在学する者で，他の学科に転学科を志願する者があるときは，選考の上，転学科を許可することができる。

2 本学に在学する者で，各学科から基幹工学教育課程又は基幹工学教育課程から各学科に転籍（以下「転課程」という。）を志願する者があるときは，選考の上，転課程を許可することができる。

3 転学科及び転課程に関し必要な事項は，別に定める。

(留学)

第38条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は，学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の場合において，学長は，教務学生委員会の議を経て，留学を許可する。

3 前項の許可を得て留学した期間は，第11条に定める修業年限及び第12条に定める在学年限に算入する。

4 第30条の規定は，外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第39条 退学しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において，学長は，教務学生委員会の議を経て，退学を許可する。

第40条 次の各号の一に該当する者は、教務学生委員会の議を経て、学長が退学させる。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除が許可になった者で告知した日から14日以内に入学料を納付しない者
- 三 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可になった者で徴収猶予期限までに入学料を納付しない者
- 四 第12条に定める在学年限を超えた者
- 五 第34条第1項及び第2項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- 六 長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業の認定及び学位

(卒業の認定)

第41条 本学に4年(基幹工学教育課程にあつては5年)以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 基幹工学教育課程に4年以上在学した者が所定の単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、前項の規定にかかわらず、学長は、教授会の議を経て、5年未満の在学での卒業を認めることができる。
- 3 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第42条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値すると認めるときは、学長は、これを表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 学力劣等で成業の見込みがない者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 前3項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(停学期間)

第45条 停学期間は、第11条に定める修業年限に算入しない。ただし、第12条に定め

る在学年限には算入する。

第7節 学生寮

(学生寮)

第46条 本学に、学生寮及び国際学生寮を置く。

2 学生寮及び国際学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び短期受入外国人学生

(研究生)

第47条 本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第48条 本学において特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生又は聴講生として志願することのできる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(特別聴講学生)

第49条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第50条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、第3条第2項の規定にかかわらず、定員外とすることができる。

(短期受入外国人学生)

第50条の2 本学において特定の事項について研修することを志願する外国の大学に在籍する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、短期間に限って短期受入外国人学生として受入れることができる。

(その他)

第51条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び短期受入外国人学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等)

第52条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は、別に定める。

(検定料等の免除等)

第53条 検定料，入学科，授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は，別に定める。

第10節 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第15条第1項の規定により本学となった国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第113号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項の表に掲げる名古屋工業大学の応用化学科，材料工学科，機械工学科，生産システム工学科，電気情報工学科，知能情報システム学科，社会開発工学科及びシステムマネジメント工学科並びに第二部の応用化学科は，平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3 第3条第2項に定める収容定員は，同項の規定にかかわらず，平成16年度から平成19年度までは，次の表のとおりとする。

学 科 名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
第一部				
生命・物質工学科	155	310	465	620
環境材料工学科	95	190	285	380
機械工学科	185	370	555	740
電気電子工学科	140	280	420	560
情報工学科	165	330	495	660
建築・デザイン工学科	80	160	240	320
都市社会工学科	90	180	270	360
(共 通)			10	20
計	910	1,820	2,740	3,660
第二部				
物質工学科	40	80	120	160
機械工学科	180	170	160	150
電気情報工学科	260	240	220	200
社会開発工学科	180	170	160	150
計	660	660	660	660
合 計	1,570	2,480	3,400	4,320

附 則

この学則は、平成 16 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 41 条第 2 項の規定は、平成 16 年度入学の第二部学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 1 月 23 日から施行し、改正後の名古屋工業大学学則の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則第 3 条第 2 項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 23 年度までは、次の表のとおりとする。

学 科 名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第一部				
生命・物質工学科	620	620	620	620
環境材料工学科	380	380	380	380
機械工学科	740	740	740	740
電気電子工学科	560	560	560	560
情報工学科	660	660	660	660
建築・デザイン工学科	320	320	320	320
都市社会工学科	360	360	360	360
(共 通)	20	20	20	20
計	3,660	3,660	3,660	3,660
第二部				
物質工学科	165	130	95	60
機械工学科	125	100	75	50
電気情報工学科	165	130	95	60
社会開発工学科	125	100	75	50
計	580	460	340	220
合 計	4,240	4,120	4,000	3,880

附 則

この学則は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 26 日学則第 1 号)

この学則は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 11 月 16 日学則第 2 号)

この学則は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 5 日学則第 3 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 21 日学則第 4 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 27 日学則第 1 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 25 日学則第 2 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 24 日学則第 1 号)

この学則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 24 日学則第 2 号)

この学則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 25 日学則第 3 号)

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 11 月 20 日学則第 4 号)

この学則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 25 日学則第 1 号)

この学則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 11 月 26 日学則第 2 号)

この学則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 27 日学則第 3 号)

この学則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 4 日学則第 4 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 4 日学則第 5 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 2 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部第一部生命・物質工学科，環境材料工学科，機械工学科，電気電子工学科，情報工学科，建築・デザイン工学科，都市社会工学科及び工学部工学創成プログラムは，平成 28 年 3 月 31 日に当該学科又はプログラムに在学する者が当該学科又はプログラムに在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 第 3 条第 2 項に定める収容定員は，同項の規定にかかわらず，平成 28 年度から平成 30 年度までは，次の表のとおりとする。

学科・課程名		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第一部	生命・応用化学科	210	420	632
	物理工学科	105	210	317
	電気・機械工学科	200	400	602
	情報工学科	145	290	437
	社会工学科	150	300	452
	創造工学教育課程	100	200	300
計		910	1,820	2,740
第二部	物質工学科	25	25	25
	機械工学科	25	25	25
	電気情報工学科	25	25	25
	社会開発工学科	25	25	25
計		100	100	100
合計		1,010	1,920	2,840

- 4 この学則施行前に現に在学する者，平成 28 年度に編入学又は転入学する者及び平成 29 年度に第 3 年次に編入学又は転入学する者については，改正前の第 32 条を適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日学則第 1 号）

この学則は，平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日学則第 2 号）

この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 27 日学則第 1 号）

この学則は，平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 13 日学則第 2 号）

この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日学則第 3 号）

この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 25 日学則第 1 号）

この学則は，平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日学則第 2 号）

この学則は，平成 30 年 9 月 26 日から施行し，平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（2019 年 3 月 11 日学則第 3 号）

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2019年11月27日学則第2号）

この学則は、2019年11月27日から施行する。

附 則（2021年6月23日学則第1号）

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 工学部第二部物質工学科，機械工学科，電気情報工学科及び社会開発工学科は，改正後の学則第3条第2項の規定にかかわらず，2022年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 改正後の学則第3条第2項に定める収容定員は，同項の規定にかかわらず，2022年度から2025年度までは，次の表のとおりとする。

学科・課程名		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
生命・応用化学科		844	844	844	844
物理工学科		424	424	424	424
電気・機械工学科		804	804	804	804
情報工学科		584	584	584	584
社会工学科		604	604	604	604
創造工学教育課程		400	400	400	400
基幹工学教育課程		20	40	60	80
計		3,680	3,700	3,720	3,740
第二部	物質工学科	20	15	10	5
	機械工学科	20	15	10	5
	電気情報工学科	20	15	10	5
	社会開発工学科	20	15	10	5
計		80	60	40	20
合計		3,760	3,760	3,760	3,760

別表（第2条関係）

生命・応用化学科	生命・応用化学科では、環境問題やエネルギー問題等の重要課題を解決するための化学を軸とする基礎的知識と能力、分子論的立場から物質を理解し、材料をデザイン・解析・評価することができる能力を有し、関連産業で活躍できる中核的技術者を育成する。
物理工学科	物理工学科では、物理的理解に基づいたシステムや物質に関する基礎知識と原子レベルで材料の構造・機能・プロセスを総合的に計測・設計できる能力を有し、関連産業で活躍できる中核的技術者を育成する。
電気・機械工学科	電気・機械工学科では、先端技術を支える電気電子工学と機械工学に関する基礎知識と創造能力、さらに電子デバイス・機器、通信システム、エネルギーシステム、産業基盤として機能・安全等を追及した機器などを開発する能力を有し、我が国のものづくり産業で活躍できる中核的技術者を育成する。
情報工学科	情報工学科では、次世代情報システムや高度情報化社会の実現のための情報工学に関する基礎的知識と能力、高度情報化社会を支える通信と計算機技術、ひとのように思考・行動する知能処理システム、ひとの知覚や認知、感性や感覚に基づくひとに優しいメディア情報システム等を開発する能力を有し、関連産業で活躍できる中核的技術者を育成する。
社会工学科	社会工学科では、環境、社会、経営に関する課題を解決し、持続的発展が可能な社会の構築するための基礎的知識と能力、都市と建築の計画・設計、人々の活動やサービス、持続可能な都市、強靱な国土、まちづくり、複雑化する社会の理解、多角的に情報収集・分析、問題解決について設計・分析できる能力を有し、関連産業で活躍できる中核的技術者を育成する。
創造工学教育課程	創造工学教育課程では、工学の一つの分野の専門知識と課題解決能力を有するとともに、広い工学分野を俯瞰でき、主軸とする専門分野の技術と結びつけることで新たな価値を創造する能力を有する、中核的技術者を育成する。
基幹工学教育課程	基幹工学教育課程では、電気・機械工学と環境都市工学に関する工学基幹知識とスキルを学修・実践させ、その基幹技術の展開を具現化して設計開発を含む複雑化する製造・施工現場で即戦力を持って活躍可能な創製人材を育成する。

名古屋工業大学学則の一部改正について

1. 改正の趣旨

令和4年4月1日付で、名古屋工業大学工学部に基幹工学教育課程を開設することに伴い、必要な改正を行うもの。

2. 主な改正内容

- ・第3条において、工学部に基幹工学教育課程を追加し、入学定員及び収容定員を規定する。
- ・別表において、基幹工学教育課程において行う人材養成等を規定する。

*詳細については新旧対照を参照

名古屋工業大学学則の一部を改正する学則 新旧対照表（案）

新					旧				
名古屋工業大学学則					名古屋工業大学学則				
目次					目次				
第4節 休学，復学，転学，転学科， <u>転課程</u> ，留学及び退学（第33条—第40条）					第4節 休学，復学，転学， <u>転部</u> ，転学科，留学及び退学（第33条—第40条）				
（学科・課程の教育目標）					（学科・課程の教育目標）				
第2条 学科・課程の教育目標は，別表のとおりとする。					第2条 学科・課程の教育目標は，別表のとおりとする。				
（学部）					（学部）				
第3条 本学に，工学部を置く。					第3条 本学に，工学部を置く。				
2 前項に定める工学部に置く学科・課程及びその収容定員は，次の表のとおりとする。					2 前項に定める工学部に置く学科・課程及びその収容定員は，次の表のとおりとする。				
学科・課程名		収容定員	入学定員	3年次編入学定員	学科・課程名		収容定員	入学定員	3年次編入学定員
(削る)	生命・応用化学科	844	210	2	第一部	生命・応用化学科	844	210	2
	物理工学科	424	105	2		物理工学科	424	105	2
	電気・機械工学科	804	200	2		電気・機械工学科	804	200	2
	情報工学科	584	145	2		情報工学科	584	145	2
	社会工学科	604	150	2		社会工学科	604	150	2
	創造工学教育課程	400	100			創造工学教育課程	400	100	
	<u>基幹工学教育課程</u>	<u>100</u>	<u>20</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	
計	<u>3,760</u>	<u>930</u>	10	計	<u>3,660</u>	<u>910</u>	10		

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

3 生命・応用化学科，物理工学科，電気・機械工学科，情報工学科及び社会工学科の5学科（以下「各学科」という。）は，高度工学教育課程と称する。

（修業年限）

第11条 本学の修業年限は，4年（基幹工学教育課程にあつては5年）とする。

（在学年限）

第12条 学生は，8年（基幹工学教育課程にあつては10年）を超えて在学することができない。ただし，第19条第1項及び第20条の規定により入学した学生については，別に定める。

2 前項本文の規定にかかわらず，第25条の規定による履修を認められた学生は，10年（基幹工学教育課程にあつては12年）を超えて在学することができない。

（卒業研究）

第26条 各学科の学生は第4年次，基幹工学教育課程の学生は第5年次において，卒業研究について審査を受けなければならない。

<u>第二部</u>	<u>物質工学科</u>	<u>25</u>	<u>5</u>	
	<u>機械工学科</u>	<u>25</u>	<u>5</u>	
	<u>電気情報工学科</u>	<u>25</u>	<u>5</u>	
	<u>社会開発工学科</u>	<u>25</u>	<u>5</u>	
	計	<u>100</u>	<u>20</u>	
	合計	<u>3,760</u>	<u>930</u>	<u>10</u>

3 第一部の生命・応用化学科，物理工学科，電気・機械工学科，情報工学科及び社会工学科の5学科は，高度工学教育課程と称する。

（修業年限）

第11条 本学の修業年限は，4年（第二部にあつては5年）とする。

（在学年限）

第12条 学生は，8年（第二部にあつては10年）を超えて在学することができない。ただし，第19条第1項及び第20条の規定により入学した学生については，別に定める。

2 前項本文の規定にかかわらず，第25条の規定による履修を認められた学生は，10年（第二部にあつては12年）を超えて在学することができない。

（卒業研究）

第26条 第一部各学科の学生は第4年次，第二部の学生は第5年次において，卒業研究について審査を受けなければならない。

<p>第4節 休学，復学，転学，転学科，<u>転課程</u>，留学及び退学 (休学期間)</p> <p>第34条 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，1年を限度として期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 休学期間は，通算して4年（<u>基幹工学教育課程</u>にあつては5年）を超えることができない。</p> <p>3 休学期間は，第11条に定める修業年限及び第12条に定める在学年限に算入しない。</p> <p>(転学科及び<u>転課程</u>)</p> <p>第37条 <u>本学に在学する者で，他の学科に転学科を志願する者があるときは，選考の上，転学科を許可することができる。</u></p> <p>2 <u>本学に在学する者で，各学科から基幹工学教育課程又は基幹工学教育課程から各学科に転籍（以下「転課程」という。）を志願する者があるときは，選考の上，転課程を許可することができる。</u></p> <p>3 転学科<u>及び転課程</u>に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第41条 本学に4年（<u>基幹工学教育課程</u>にあつては5年）以上在学し，所定の単位を修得した者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。</p> <p>2 <u>基幹工学教育課程</u>に4年以上在学した者が所定の単位を優秀な成績で修得したと認める場合は，前項の規定にかかわらず，学長は，教授会の議を経て，5年未満の在学での卒業を認めることができる。</p> <p>3 学長は，卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。</p>	<p>第4節 休学，復学，転学，<u>転部</u>，転学科，留学及び退学 (休学期間)</p> <p>第34条 休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，1年を限度として期間の延長を認めることができる。</p> <p>2 休学期間は，通算して4年（<u>第二部</u>にあつては5年）を超えることができない。</p> <p>3 休学期間は，第11条に定める修業年限及び第12条に定める在学年限に参入しない。</p> <p>(<u>転部</u>及び転学科)</p> <p>第37条 <u>本学に在学する者で，第一部から第二部又は第二部から第一部に転部を志願する者があるときは，選考の上，転部を許可することができる。この場合において，転部を志願する者は，同一分野又は他の分野の学科を志願することができる。</u></p> <p>2 <u>本学に在学する者で，他の学科に転学科を志願する者があるときは，選考の上，転学科を許可することができる。</u></p> <p>3 <u>転部</u><u>及び</u>転学科に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第41条 本学に4年（<u>第二部</u>にあつては5年）以上在学し，所定の単位を修得した者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。</p> <p>2 <u>本学第二部</u>に4年以上在学した者が所定の単位を優秀な成績で修得したと認める場合は，前項の規定にかかわらず，学長は，教授会の議を経て，5年未満の在学での卒業を認めることができる。</p> <p>3 学長は，卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。</p>
--	--

別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(削る)	生命・応用化学科	(略)	第一部	生命・応用化学科	(略)
	物理工学科	(略)		物理工学科	(略)
	電気・機械工学科	(略)		電気・機械工学科	(略)
	情報工学科	(略)		情報工学科	(略)
	社会工学科	(略)		社会工学科	(略)
	創造工学教育課程	(略)		創造工学教育課程	(略)
	<u>基幹工学教育課程</u>	<u>基幹工学教育課程では、電気・機械工学と環境都市工学に関する工学基幹知識とスキルを学修・実践させ、その基幹技術の展開を具現化して設計開発を含む複雑化する製造・施工現場で即戦力を持って活躍可能な創製人材を育成する。</u>		(新規)	(新規)
(削る)	(削る)	第二部	<u>物質工学科</u>	<u>物質工学科では、森羅万象の基本である原子や分子及びそれらの集合体の本質を理解するための学問、すなわち「化学」をベースとし、物質の構造とその物性の相関を分子レベルで理解した上で、生体やエネルギー・環境との調和に関する物質科学の基礎知識を学ぶ。また、「ものづくり」の先端科学技術を学ぶことにより、エネルギー・環境問題などに対して化学的に深い理解をもって問題解決に取り組める人材を育成する。</u>	
(削る)	(削る)		<u>機械工学科</u>	<u>機械工学科では、物事を精密に測り、必要な作用を正しく行わせる機械を考案し、</u>	
(削る)	(削る)				

					<u>それを動かすためのエネルギーを効率よく利用する科学知識と技術を兼ね備えた人類の未来に貢献できる人材を育成する。</u>
(削る)	(削る)		<u>電気情報工学科</u>	<u>電気情報工学科では、我が国の将来の電気・電子・情報のエレクトロニクス技術の発展を見据え、技術動向に柔軟に対応できる基礎知識と創造能力を身に付けることを教育の根幹として、社会の発展のために電気・電子・情報工学の要素技術を総合的に応用する能力を有する人材、次世代の新しい電子情報システムを実現できる人材、多様なネットワーク社会を技術的観点から作り上げていくことのできる人材を育成する。</u>	
(削る)	(削る)		<u>社会開発工学科</u>	<u>社会開発工学科では、より安全でより豊かな都市と社会の未来を創造するために、道路、港湾・空港、橋、地下構造物、ライフラインなどの社会基盤システムの構築、維持管理に寄与する構造工学、水工学、地盤工学、コンクリート工学、社会基盤計画学、生態工学、建設マネジメントなどハード、ソフト両面にわたる工学を学び、環境にやさしく安全で快適な都市の創造、災害に強い国土の形成に向けて総合的な視野と高い技術力を持った技術者を育成する。</u>	

附 則 (2021年6月23日学則第1号)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 工学部第二部物質工学科、機械工学科、電気情報工学科及び社会開発工学科は、改正後の学則第3条第2項の規定にかかわらず、2022年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の学則第3条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、2022年度から2025年度までは、次の表のとおりとする。

<u>学科・課程名</u>		<u>2022 年度</u>	<u>2023 年度</u>	<u>2024 年度</u>	<u>2025 年度</u>
生命・応用化学科		<u>844</u>	<u>844</u>	<u>844</u>	<u>844</u>
物理工学科		<u>424</u>	<u>424</u>	<u>424</u>	<u>424</u>
電気・機械工学科		<u>804</u>	<u>804</u>	<u>804</u>	<u>804</u>
情報工学科		<u>584</u>	<u>584</u>	<u>584</u>	<u>584</u>
社会工学科		<u>604</u>	<u>604</u>	<u>604</u>	<u>604</u>
創造工学教育課程		<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>
基幹工学教育課程		<u>20</u>	<u>40</u>	<u>60</u>	<u>80</u>
計		<u>3,680</u>	<u>3,700</u>	<u>3,720</u>	<u>3,740</u>
第二部	物質工学科	<u>20</u>	<u>15</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
	機械工学科	<u>20</u>	<u>15</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
	電気情報工学科	<u>20</u>	<u>15</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
	社会開発工学科	<u>20</u>	<u>15</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
計		<u>80</u>	<u>60</u>	<u>40</u>	<u>20</u>
合計		<u>3,760</u>	<u>3,760</u>	<u>3,760</u>	<u>3,760</u>

名古屋工業大学教授会規則

平成 16 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋工業大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 2 項の規定に基づき、名古屋工業大学教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第 2 条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教授
- 四 准教授

(教授会の役割)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 学生の懲戒に関する事項
- 四 教員の資格審査（大学院担当教員の資格審査を除く。）に関する事項
- 五 教員の任期解除審査に関する事項

2 前項第 4 号に規定する教員の資格審査には、国立大学法人名古屋工業大学特定有期雇用職員就業規則（平成 19 年 9 月 11 日制定）第 2 条第 1 号に規定する特任教員及び国立大学法人名古屋工業大学と他の研究所等との連携大学院に関する協定書に基づき委嘱する連携大学院教員（以下「連携大学院教員」という。）の資格審査を含むものとする。

3 教授会は、第 1 項各号に定める事項のほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(審議事項別の構成員)

第 4 条 前条に定める審議事項のうち次の各号に掲げる事項を審議する場合は、第 2 条の規定にかかわらず、教授会は、学長、副学長及び当該各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教授の資格審査及び任期解除審査に関する事項 教授
- 二 修士の学位授与に関する事項 研究指導担当の教授、准教授、助教及び連携大学院教員
- 三 博士の学位授与に関する事項 博士論文の研究指導担当の教授、准教授、助教及び連携大学院教員

(議長)

第 5 条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した副学長がその職務を代行する。
(議事)

第6条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(理事の出席)

第7条 理事は、教授会に出席し、議事について助言することができる。
(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(教授会の開催請求)

第9条 教授会の構成員は、その10分の1以上の連署をもって教授会の開催を請求することができる。

2 前項の請求は、代表者から議案及び理由を付した文書を学長に提出することにより行う。

3 議長は、第1項の請求があった場合には、教授会の開催日時を7日以内に決定しなければならない。
(代議員会)

第10条 教授会は、教授会の構成員の一部をもって構成される代議員会を置き、第3条第1項各号の事項について審議を委ねる。

2 前項に規定するもののほか、教授会は、第3条第3項に規定する学長がつかさどる教育研究に関する事項について代議員会に審議を委ねることができる。

3 教授会は、代議員会の議決をもって教授会の議決とする。

4 代議員会に関する事項は、別に定める。
(事務)

第11条 教授会に関する事務は、総務課において処理する。
(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 16 日規則第 19 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 26 日規則第 7 号)

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 15 日規則第 19 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 4 日規則第 28 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2019 年 3 月 11 日規則第 10 号)

この規則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。